

# ESG データ集 2024

株式会社 I - n e

株式会社 I - n e（以下、「当社」）は、2024 年度の環境・社会パフォーマンスに関する情報の信頼性を確保するため、開示情報の一部について株式会社 ESG コンサルティングによる第三者保証を受けています。第三者保証を受けた年度データには●を付しています。

## 環境・社会パフォーマンス

指標	単位	2022 年度	2023 年度	2024 年度
再生可能エネルギー消費量	MWh	688	778	683 ●
非再生可能エネルギー消費量	MWh	107	124	147 ●
エネルギー消費量合計	MWh	796	902	830 ●
Scope1	t-CO <sub>2</sub>	6	8	0 ●
Scope2（ロケーションベース）	t-CO <sub>2</sub>	320	364	326 ●
Scope2（マーケットベース）	t-CO <sub>2</sub>	22	23	27 ●
Scope3	t-CO <sub>2</sub>	826,101	1,011,623	1,023,578
カテゴリ 1（購入した製品・サービス）	t-CO <sub>2</sub>	49,762	57,383	59,581 ●
カテゴリ 2（資本財）	t-CO <sub>2</sub>	241	834	952
カテゴリ 3（Scope1,2 に含まれない燃料及びエネルギー関連活動）	t-CO <sub>2</sub>	52	59	53
カテゴリ 4（輸送、配送（上流））	t-CO <sub>2</sub>	953	1,098	1,095
カテゴリ 5（事業から出る廃棄物）	t-CO <sub>2</sub>	1	1	1
カテゴリ 6（出張）	t-CO <sub>2</sub>	178	264	275
カテゴリ 7（雇用者の通勤）	t-CO <sub>2</sub>	24	36	44
カテゴリ 11（販売した製品の使用）	t-CO <sub>2</sub>	773,937	950,759	960,422 ●
カテゴリ 12（販売した製品の廃棄）	t-CO <sub>2</sub>	953	1,189	1,155
Scope1,2,3 合計*	t-CO <sub>2</sub>	826,129	1,011,654	1,023,605
女性管理職比率（単体）	%	未算定	34.6	36.5 ●

\* Scope2 はマーケットベース

## 報告対象期間

2024 年度（2024 年 1 月 1 日～2024 年 12 月 31 日）

## 算定基準

指標	算定方法・排出係数
再生可能エネルギー消費量	外部から調達した再生可能なエネルギー資源に由来する電力量及び、外部から調達した再生可能でないエネルギー資源に由来する電力に非化石証書を充当した量の合計。

	算定対象範囲：株式会社 I - n e、株式会社 Dr.SYUWAN、艾恩伊（上海）化粧品有限公司、株式会社 E n d e a v o u r
非再生可能エネルギー消費量	<p>車両燃料及び都市ガス由来の熱の消費量合計。燃料使用量に単位発熱量を乗じて算定。単位発熱量は環境省・経済産業省「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧（令和5年12月）」の値を使用。</p> <p>算定対象範囲：株式会社 I - n e、株式会社 Dr.SYUWAN、艾恩伊（上海）化粧品有限公司、株式会社 E n d e a v o u r</p>
Scope1	<p>車両燃料の使用に伴う CO<sub>2</sub>排出量<sup>*1</sup>。GHG プロトコルに準拠して、燃料使用量に単位発熱量及び排出係数を乗じて算定。</p> <p>単位発熱量及び排出係数は環境省・経済産業省「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧（令和5年12月）」の値を使用。</p> <p>算定対象範囲：株式会社 I - n e、株式会社 Dr.SYUWAN、艾恩伊（上海）化粧品有限公司、株式会社 E n d e a v o u r</p>
Scope2（ロケーションベース）	<p>電力及び都市ガス由来の熱の使用に伴う CO<sub>2</sub>排出量。GHG プロトコルに準拠して算定。電力の排出係数は環境省・経済産業省「電気事業者別排出係数一覧 - R4 年度実績 -（令和5年12月）」の全国平均係数を使用。都市ガス由来の熱の排出係数は環境省・経済産業省「ガス事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用) - R5 年度供給実績 -（令和6年6月）」の代替値を使用。</p> <p>算定対象範囲：株式会社 I - n e、株式会社 Dr.SYUWAN、艾恩伊（上海）化粧品有限公司、株式会社 E n d e a v o u r</p>
Scope2（マーケットベース）	<p>電力及び都市ガス由来の熱の使用に伴う CO<sub>2</sub>排出量。GHG プロトコルに準拠して算定。再生可能エネルギー由来の電力の購入、及び非化石証書の購入により、電力使用に係る Scope2（マーケットベース）はゼロと算定した。都市ガス由来の熱の排出係数は環境省・経済産業省「ガス事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用) - R5 年度供給実績 -（令和6年6月）」の代替値を使用。</p> <p>算定対象範囲：株式会社 I - n e、株式会社 Dr.SYUWAN、艾恩伊（上海）化粧品有限公司、株式会社 E n d e a v o u r</p>
Scope3	
カテゴリ 1(購入した製品・サービス)	<p>(シャンプー・インバストリートメント・ボディーソープ)</p> <p>購入した製品の出荷総量（内容量・容器重量）に排出係数を乗じて算定。</p> <p>(ドライヤー・ヘアアイロン等)</p> <p>購入した製品の売上原価に排出係数を乗じて算定。</p> <p>排出係数は LCI データベース IDEAv2<sup>*2</sup> 及び環境省・経済産業省「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算</p>

	<p>定のための排出係数データベース (ver.3.4)」の値を使用。  算定対象範囲：株式会社 l - n e が購入したシャンプー・インバストリートメント・ボディソープ及び SALONIA の全シリーズ</p>																
<p>カテゴリ 11 (販売した製品の使用)</p>	<p>(シャンプー・インバストリートメント・ボディーソープ)  製品使用時の 1 回あたりのシャワーでの温水の使用に伴う CO<sub>2</sub> 排出量に出荷総量に基づく想定使用回数を乗じて算定。  製品使用 1 回あたりの温水の使用に伴う CO<sub>2</sub> 排出量は、以下の合計により算定。</p> <p>① 製品使用 1 回あたりに使用する温水を生成するのに必要な都市ガスの採掘から燃焼に至るまでの CO<sub>2</sub> 排出量  ② 製品使用 1 回あたりの上水利用・下水処理に伴う CO<sub>2</sub> 排出量</p> <p>排出係数は LCI データベース IDEAv2<sup>※2</sup> の値を使用。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">シナリオ</td> </tr> <tr> <td>シャワーの流量</td> <td>10,000mL/分</td> </tr> <tr> <td>シャンプー</td> <td>40 度の温水シャワーを 5 分間使用。 シャンプー使用前後のシャワーの使用を想定している。</td> </tr> <tr> <td>トリートメント</td> <td>40 度の温水シャワーを 3 分間使用。</td> </tr> <tr> <td>ボディーソープ</td> <td>40 度の温水シャワーを 3 分間使用。</td> </tr> </table> <p>(ドライヤー・ヘアアイロン)</p> <p>算定対象製品 1 台当たりの想定使用期間における電力の使用に伴う CO<sub>2</sub> 排出量に算定対象製品ごとの出荷台数を乗じて算定。  電力の排出係数は環境省・経済産業省「電気事業者別排出係数一覧 - R4 年度実績 - (令和 5 年 12 月)」の全国平均係数を使用。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">シナリオ</td> </tr> <tr> <td>ドライヤー</td> <td>モーターの寿命を 250 時間とし、定格消費電力 1,200W に乗じて想定使用期間分の消費電力を算定</td> </tr> <tr> <td>ヘアアイロン</td> <td>1 日 1 回 10 分の使用を 3 年間継続するとし、想定使用期間分の消費電力を算定</td> </tr> </table> <p>算定対象範囲：株式会社 l - n e が販売したシャンプー・インバストリートメント・ボディソープ &amp; SALONIA のドライヤー・ヘアアイロン</p>	シナリオ		シャワーの流量	10,000mL/分	シャンプー	40 度の温水シャワーを 5 分間使用。 シャンプー使用前後のシャワーの使用を想定している。	トリートメント	40 度の温水シャワーを 3 分間使用。	ボディーソープ	40 度の温水シャワーを 3 分間使用。	シナリオ		ドライヤー	モーターの寿命を 250 時間とし、定格消費電力 1,200W に乗じて想定使用期間分の消費電力を算定	ヘアアイロン	1 日 1 回 10 分の使用を 3 年間継続するとし、想定使用期間分の消費電力を算定
シナリオ																	
シャワーの流量	10,000mL/分																
シャンプー	40 度の温水シャワーを 5 分間使用。 シャンプー使用前後のシャワーの使用を想定している。																
トリートメント	40 度の温水シャワーを 3 分間使用。																
ボディーソープ	40 度の温水シャワーを 3 分間使用。																
シナリオ																	
ドライヤー	モーターの寿命を 250 時間とし、定格消費電力 1,200W に乗じて想定使用期間分の消費電力を算定																
ヘアアイロン	1 日 1 回 10 分の使用を 3 年間継続するとし、想定使用期間分の消費電力を算定																
<p>女性管理職比率 (単体)</p>	<p>「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成 27 年法律第 64 号) の規定に基づき算出した株式会社 l - n e 単体の管理職に占める女性の割合 (2024 年 12 月 31 日時点)。課長級以上の役職者 (役員を除く、ただし兼務役員を含む) <sup>※3</sup> を</p>																

	集計している。I-ne から社外への出向者を含み、社外から I-ne への出向者を除く。
--	--

※<sup>1</sup> 当社は車両燃料以外の燃料の使用はありません。また非エネルギー起源温室効果ガスの排出に重要性がないため、集計に含めていません。

※<sup>2</sup> LCI データベース IDEA version 2.3

国立研究開発法人 産業技術総合研究所 安全科学研究部門 IDEA ラボ

※<sup>3</sup> 2024 年度より記載の基準にて集計しております。2023 年度以前の女性管理職比率（単体）には、課長級以上の役職者（役員含む）を集計しています。

## 独立した第三者保証報告書


2025年3月21日

株式会社 I - n e  
代表取締役社長 大西 洋平 殿

株式会社 ESG コンサルティング  
大阪市北区芝田一丁目1番4号

代表取締役

堀 将人

当社は、株式会社 I - n e（以下、「会社」という。）からの委嘱に基づき、会社が作成した ESG データ集 2024（以下、「データ集」という。）に記載されている 2024 年 1 月 1 日から 2024 年 12 月 31 日までを対象とした「」マークの付されている環境・社会パフォーマンス指標（以下、「指標」という。）に対して限定的保証業務を実施した。

### 会社の責任

会社が定めた指標の算定・報告規準（以下、「会社の定める規準」という。データ集に記載。）に従って指標を算定し、表示する責任は会社にある。

### 当社の責任

当社の責任は、限定的保証業務を実施し、実施した手続に基づいて結論を表明することにある。当社は、国際監査・保証基準審議会の国際保証業務基準 (ISAE) 3000「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」及び ISAE 3410「温室効果ガス情報に対する保証業務」に準拠して限定的保証業務を実施した。

本保証業務は限定的保証業務であり、主としてデータ集上の開示情報の作成に責任を有するもの等に対する質問、分析的手続等の保証手続を通じて実施され、合理的保証業務における手続と比べて、その種類は異なり、実施の程度は狭く、合理的保証業務ほどには高い水準の保証を与えるものではない。当社の実施した保証手続には以下の手続が含まれる。

- データ集の作成・開示方針についての質問及び会社の定める規準の検討
- 指標に関する算定方法並びに内部統制の整備状況に関する質問
- 集計データに対する分析的手続の実施
- 会社の定める規準に従って指標が把握、集計、開示されているかについて、試査により入手した証拠との照合並びに再計算の実施
- リスク分析に基づき選定した国内 1 拠点における現地往査
- 指標の表示の妥当性に関する検討

### 結論

上述の保証手続の結果、データ集に記載されている指標が、すべての重要な点において、会社の定める規準に従って算定され、表示されていないと認められる事項は発見されなかった。

### 当社の独立性と品質管理

当社は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力と正当な注意、守秘義務及び職業的専門家としての行動に関する基本原則に基づく独立性及びその他の要件を含む、国際会計士倫理基準審議会の公表した「職業会計士の倫理規程」を遵守した。

当社は、国際品質マネジメント基準第1号に準拠して、倫理要件、職業的専門家としての基準並びに適用される法令及び規則の要件の遵守に関する文書化した方針と手続を含む、品質マネジメントシステムを整備及び運用している。

以上